

福岡県公報

令和 6 年 2 月 27 日
第 474 号

目 次

告 示 (第99号 - 第111号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○道路の占用の制限	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	7
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	11
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	14
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	15
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	20
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	20
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	20
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	21
人事委員会		
○福岡県(警察官A(男性)・警察官A(女性)・警察官A(武道指導)・警察官B(男性)・警察官B(早期採用男性)・警察官B(女性)・警察官B(早期採用女性)・警察官C)採用試験の施行	(人事委員会事務局任用課)	21
公安委員会		
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	27
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	27
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	28
○クロスボウの取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	28
○福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則		

(警察本部警務課) ……………29

○福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

(警察本部警務課) ……………29

告 示

福岡県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	唐 尾 広 川 線	前	八女市新庄1674番14先から 八女市新庄1701番2先まで	6.5 ～ 36.5	131.0
			後	八女市新庄1674番14先から 八女市新庄1701番2先まで	6.5 ～ 36.5	131.0

福岡県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八 女	唐 尾 広 川 線	八女市新庄1674番14先から 八女市新庄1701番2先まで

福岡県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八 女	県 道	柳 瀬 筑 後 線	前	八女市新庄1692番1先から 八女市新庄1672番1先まで	6.0 ～ 39.5	126.5
			後	八女市新庄1692番1先から 八女市新庄1672番1先まで	6.0 ～ 39.5	126.5

福岡県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	柳瀬線 筑後線	八女市新庄1692番1先から 八女市新庄1672番1先まで

福岡県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
像生165	宗像眼科クリニック	宗像市田熊二丁目5-13	R6・1・1
春生192	田中整形外科	春日市下白水北七丁目16	R6・1・1
粕生歯85	みつば歯科	糟屋郡志免町南里二丁目15番11号	R6・2・1
筑紫生歯96	井上歯科医院	筑紫野市大字筑紫20-1	R6・1・1
筑生歯64	山村歯科医院	筑後市大字蔵数521番地55	R6・1・1
春生薬83	タカラ訪問支援薬局 春日	春日市桜ヶ丘四丁目23	R6・1・1
糸島地生薬80	サンワ薬局浦志店	糸島市浦志三丁目2-24	R6・1・1
大生薬205	マリン調剤薬局上町店	大牟田市上町一丁目4-4	R6・1・1
粕生訪26	なな色訪問看護ステーション	糟屋郡宇美町光正寺二丁目6-22 ゆうき荘1号	R6・2・1
像生訪14	訪問看護ステーション MIRA I	宗像市石丸三丁目5番10号 メゾン・ド・エスポワール207号室	R6・2・1

飯生訪49	訪問看護ステーションライフ	飯塚市有井356番地54	R6・2・1
飯生訪48	訪問看護ステーションこれ	飯塚市綱分689番地19 第2松本コーポ102号室	R6・2・1

福岡県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
田地生132	医療法人社団庄宮城医院	田川郡添田町大字庄249	R6・1・4

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生181	古川整形外科医院	糟屋郡宇美町宇美五丁目3-10	R5・12・30
春生190	田中整形外科	春日市下白水北七丁目16	R5・12・31
北生歯125	住吉歯科医院	糟屋郡志免町南里二丁目15-11	R5・12・20
宰生歯54	のぞみ歯科大佐野	太宰府市大佐野五丁目17-1	R5・12・31
筑紫生歯16	井上歯科医院	筑紫野市大字筑紫20-1	R5・12・31
京生歯79	神歯科医院	築上郡築上町大字伝法寺400-1	R5・12・5
糸島地生薬40	浦志調剤薬局	糸島市浦志三丁目2-24	R5・12・31

福岡県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地生訪11	NEXT FLOW 訪問看護いとしま	natural flow 訪問看護ステーション	糸島市前原中央三丁目18-20 ローズマンション402号	R5・12・8

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生398	にじいろライフサポートクリニック	糟屋郡須恵町大字上須恵156番地134	糟屋郡須恵町大字須恵156番地134	R6・1・1

福岡県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
春生柔70	日高 祐樹（八亀はり・きゅう整骨院）	春日市上白水三丁目119	R6・1・1
飯生はき46	山見 龍彦（はり灸サロン t o t o n o i）	飯塚市西町2-87 センタービル 飯塚407号	R6・1・11

福岡県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
行生マ16	高塚 彰（訪問マッサージとよ）	行橋市大字大野井813	R5・12・31
田川生マ61	鳥越 史雄（株式会社マスターズサポート）	田川市大字伊田2739番地 店舗 9005	R4・1・1
田川生マ62	武藤 三千代（株式会社マスターズサポート）	田川市大字伊田2739番地 店舗 9005	R5・11・1
田川生マ63	西 晴夫（株式会社マスターズサポート）	田川市大字伊田2739番地 店舗 9005	R5・11・1
田川生マ64	外園 真弓（株式会社マスターズサポート）	田川市大字伊田2739番地 店舗 9005	R5・11・1
南筑後生柔3	中木戸 拓也（整骨院なかきど）	八女郡広川町大字新代1870-1 Kビル1B	R6・1・2
行生はき2	高塚 彰（訪問マッサージとよ）	行橋市大字大野井813	R5・12・31

福岡県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
糸島地生柔60	清水 一寛（たかた整骨院） 糸島市高田二丁目18-20	清水 一寛（たかた整骨院） 糸島市浦志二丁目2-17	R6・2・1

福岡県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地居167	NEXT FLOW 訪問看護いとしま	natural flow 訪問看護ステーション	糸島市前原中央三丁目18-20 ローズマンション402号	R5・12・8

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京支43	築上町地域包括支援センター	築上郡築上町大字築城1096	築上郡築上町大字椎田891番地2	R5・10・2
鞍居111	ヘルパーステーション HAPPY	鞍手郡小竹町大字新多1425-1	鞍手郡小竹町大字新多1493-3	R4・4・1

福岡県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝倉	県道	塔瀬十文字線 小郡	朝倉市荷原2548番1先から 朝倉市荷原2549番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年3月12日

福岡県告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	壱町原白口線	久留米市三潞町玉満3569番先から久留米市三潞町玉満3568番2先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市楽市字上榎木109番2及び109番10から109番22まで並びに平恒字伊町1026番1及び1026番7から1026番11まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
田川市中央町3番67号
株式会社廣栄住宅
代表取締役 初井 廣作

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この告示の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 アクロスモール春日
 - 所在地 春日市春日五丁目17番地
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
届出に対して、特段の意見はありません。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡菟田町大字集字小古野2370番1、2370番3、2370番8、2370番14から2370番35まで、2371番3、2371番4、2371番6から2371番13まで及び2372番1から2372番20まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都郡菟田町大字南原1676番地4
有限会社めぐみ住宅
代表取締役 杉坂 正徳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市荻浦字勇心610番1から610番4まで、611番3の一部及び611番4並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市荻浦三丁目7番22号
医療法人 藤沢内科クリニック
理事長 藤澤 和明

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字下牟田976番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区横手二丁目24番26-201号 メールヴィラ
鏡原 康生

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡荻田町大字荻田字亀ノ首1083番6及び1083番67から1083番78まで並びに字門ノ口1085番1から1085番7まで、1092番2から1092番19まで及び1093番1から1093番17まで、大字雨窪字門ノ口1089番1及び1089番4から1089番14まで並びに大字松山字

門ノ口1096番5及び1096番13から1096番17まで

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉南区下貫一丁目4番9号
有限会社立花興産
代表取締役 立花 和寛

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市紫二丁目105番1から105番3まで、106番1、106番2、107番、641番23、643番4、643番7、643番8、644番5及び644番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
築上郡上毛町大字宇野1004番地2
日永田 政士

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - ・ 共通基盤用端末装置等機器賃貸借
 - ・ 共通基盤用ページプリンタ等賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれか

に該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
- エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
- カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
 チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に
 あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
 ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
 申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間
 この公告の日から令和6年3月1日（金曜日）までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 競争入札参加資格の有効期間
 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
 共通基盤用端末装置等機器賃貸借
- (2) 契約内容及び特質等
 入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
 令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間
- (4) 納入場所
 入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
 申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年3月18日（月曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級

13	08	リース・レンタル	AA, A
----	----	----------	-------

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-641-4141 内線2244
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和6年2月27日（火曜日）から令和6年3月11日（月曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和6年3月18日（月曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期

限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
令和6年3月19日（火曜日）午前10時00分
- (3) その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額と

するもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額(消費税込みの金額)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。

- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A leasing contract for terminal equipment for common infrastructure
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 P. M. March 18, 2024
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

- (1) 調達案件名
共通基盤用ページプリンタ等賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年3月18日（月曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求め

に応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和6年2月27日（火曜日）から令和6年3月11日（月曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和6年3月18日（月曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下 1 階北側）

(2) 日時

令和 6 年 3 月 19 日（火曜日）午前 10 時 15 分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2 件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11 により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の 100 分の 5 に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A leasing contract for common platform page printers
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 P. M. March 18, 2024
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県新人事システムの開発及び運用保守に係る業務委託契約
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定

の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第 4 号）
- ケ 営業概要表（様式第 5 号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和 6 年 4 月 19 日（金曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 7 年 9 月末日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 7 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 2 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約の名称

福岡県新人事システムの開発及び運用保守に係る業務委託契約

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

(4) 納入場所

福岡県総務部総務事務厚生課

福岡県教育庁教育総務部財務課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年5月10日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 2の入札参加資格を有し、その業種及び等級が次の条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	AA

イ 本件入札への共同参加を行っていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者であること。

オ 都道府県、政令指定都市若しくは中核市又は国（独立行政法人を含む。）の職員を利用対象とした人事システムの導入業務の実績を有すること。

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 共同参加者の全てが、2の入札参加資格を有し、その業種及び等級が次の条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	AA

イ 本件入札への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

ウ 共同参加者の全てが4の(1)ウ及びエの要件を満たしていること。

エ 共同参加者のいずれかが、4の(1)オの要件を満たしていること。

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課給与支給班

福岡県教育庁教育総務部財務課教育給与支給班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（県庁行政棟3階南棟西側）

電話番号 092-643-3041

電子メール kyuyo@pref.fukuoka.lg.jp

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書及び調達仕様書の交付

この公告の日から令和6年3月7日（木）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）からダウンロードすることにより入手することができる。

ただし、調達仕様書の各別紙資料については、「秘密保持誓約書」を提出した者へのみ配付する。当該資料が必要な場合は、当該誓約書に必要事項を記入の上、持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便により提出すること。

9 入札説明会

入札説明会は実施しない。

10 入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出期限等

(1) 提出期限

ア 入札参加申請書

令和6年3月12日（火）午後5時00分まで

イ 総合評価のための提案書

令和6年4月5日（金）午後5時00分まで

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）、郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）又は電子メールで行う。

(4) その他

ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。

イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書等は、返却しない。

エ 提出に係る詳細については、入札説明書を参照すること。

11 提案評価委員会におけるヒアリング

提出された提案書については、庁内の提案評価委員会の場において審議するので、入札参加者はこれに出席し、提案評価委員会におけるヒアリングに対応すること。

なお、ヒアリングにおける質問予定項目については、原則として、事前に通告するものとする。

(1) 開催日時

令和6年4月17日（水）

(2) 開催場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟10階北棟東側 人事課ミーティングルーム

(3) 注意事項

事前に通告を行った質問予定項目のほか、提案評価委員会当日に委員から別途質問を行う場合があるので、留意すること。

提案評価委員会におけるヒアリングに対応しないことを理由に入札の参加資格を失うことはないが、提案書の評価の際に、不明点を確認できないことにより、技術点の評価に影響する可能性があるため、あわせて留意すること。

12 入札書の提出期限等

(1) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時00分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「5月13日開封福岡県新人事システムの開発及び運用保守に係る業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当

該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「5月13日開封福岡県新人事システムの開発及び運用保守に係る業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の氏名を記載すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の氏名を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

13 開札の日時、場所及び方法等

(1) 日時

令和6年5月13日（月）午前10時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階北棟西側 総務部会議室

(3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者が不在の場合の措置

開札の結果、落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつて、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、こ

れに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記14の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

- (1) 提案書評価による「技術点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当した者は失格とし、次点の者をもって落札者とする。
 - ア 「技術点」のうち「機能点」に係る機能要件一覧への対応状況に1項目でも「対応不可」の項目があった者
 - イ 「技術点」のうち「機能点」が175点に満たない者
 - ウ 「提案点」に係る提案内容のうち「落札者決定基準」の別紙「評価項目表」に示す「重要」項目について「Dランク」又は「最重要」項目について「Cランク」若しくは「Dランク」の評価が1項目でもあった者
 - エ 「提案点」が200点に満たない者
 - オ 予定価格を超える入札価格により入札した者
 - カ 入札価格のうち運用・保守業務に係る額が、県が別に示す予算規模の額を超えている者
 - キ 提案評価委員会でのヒアリングにおいて、機能要件一覧への対応状況に虚偽が認められた者

- (2) 最高得点者が2者以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。さらに技術点と同じ者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) この事業は令和6年度福岡県当初予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては事業を中止又は一部変更して実施することがある。

18 Summary

- (1) The name of contract matter
Business consignment contract of the development, operation and maintenance of Human resources management System.
- The details are described in the manual of this tender.
- (2) Contract Period
From the date of contract conclusion to 31 March, 2032
- (3) Delivery Location
Please find attached information for public tender
- (4) Time Limit of Tender
5 : 00 P. M. 10 May, 2024

(5) Contact Point for Notice

Payroll Section, General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department and Education Payroll Section, Financial Affairs Division, Education General Affairs Department, Education Bureau, Fukuoka Prefectural Government Office, 7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
TEL 092 - 643 - 3041
E-mail kyuyo@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 特約業者の氏名又は名称
小林邦昭 小林商事
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
糟屋郡宇美町宇美中央一丁目6-20
- 3 特約業者の指定取消年月日
令和6年1月9日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市大橋一丁目1991番4、1992番1から1992番8まで及び1998番1から1998番16

まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市中央区薬院三丁目16番27号
ビジネス・ワンホールディングス株式会社
代表取締役 尾崎 朝樹

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
宮若市	令和6年1月19日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画下水道（令和6年1月29日福岡市告示第32号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字与原字文久2023番3、2024番5、2024番10、2025番1、2025番2、2025番4、2026番1、2027番3、2028番1、2028番2、2029番1、2029番3及び2029番4並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
行橋市大字西谷202番地1
宮田運送株式会社
代表取締役 宮田 将輝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字辻畑2143番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区五十川二丁目6番35号サンマルク102号
安倍 和宏

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（早期採用男性）・警察官B（女性）・警察官B（早期採用女性）・警察官C）採用試験を別表のとおり施行する。

令和6年2月27日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

令和 6 年度福岡県警察官採用試験

回数	試験の種類 試験区分	受験資格	試験日		試験種目	試験地	合格発表		受付期間	受験案内等の配布場所	試験の申込先	試験の特例等	その他
							発表日	発表の方法					
第 209 回	警察官 A (男性)	平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	5 月 12 日	教養試験 論文試験	福岡市	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	6 月中旬	令和 6 年 3 月 21 日から 令和 6 年 4 月 11 日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第 209 回警察官 A (男性) 及び第 212 回警察官 B (男性) に限り、第 1 志望又は第 2 志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県 特例② 第 211 回警察官 A (男性・女性) と第 213 回警察官 C において、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。	これらの試験の間合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。
				5 6 月 月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
				6 7 月 月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							
	警察官 A (女性)	平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	5 月 12 日	教養試験 論文試験	福岡市	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	6 月中旬	令和 6 年 3 月 21 日から 令和 6 年 4 月 11 日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第 209 回警察官 A (男性) 及び第 212 回警察官 B (男性) に限り、第 1 志望又は第 2 志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県 特例② 第 211 回警察官 A (男性・女性) と第 213 回警察官 C において、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。	これらの試験の間合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。
				5 6 月 月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市							
				6 7 月 月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市							
警察官 A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成 6 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が 3 段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第 1 次	5 月 12 日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	6 月中旬	令和 6 年 3 月 21 日から 令和 6 年 4 月 11 日まで	①福岡県警察本部警務課 ②福岡県内の各警察署 ③東京、大阪の各福岡県事務所	福岡県警察本部警務課	特例① 第 209 回警察官 A (男性) 及び第 212 回警察官 B (男性) に限り、第 1 志望又は第 2 志望として次の都府県を選択することができる。 千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県 特例② 第 211 回警察官 A (男性・女性) と第 213 回警察官 C において、それぞれの受験資格を有する者は、双方の受験申込みを行い、受験することができる。この場合、共通する試験種目の試験結果を兼用することができる。	これらの試験の間合せは、福岡県警察本部警務課に行うこと。各試験の詳細については、別に受験案内を交付する。	
			6 7 月 月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市								最終

第 210 回	警察官B (早期採用男性)	平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和7年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月12日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
	警察官B (早期採用女性)	平成6年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業者又は大学を令和7年3月までに卒業見込みの者及び受験申込日現在、高等学校に在学中の者を除く。	第1次	5月12日	教養試験 作文試験	福岡市	第1次	6月中旬
				5月下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第2次	6月下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		

第 211 回	警察官A (男性)	平成6年4月2日以降に生まれた男性で、大学の卒業者又は大学を令和7年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月22日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	11月上旬	福岡県警察採用サイトに掲載する。最終合格者には書面で通知する。	令和6年8月8日から令和6年8月29日まで
				10月10日 10月10日 上下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市				
			第2次	11月11日 11月11日 中下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市				
	警察官A (女性)	平成6年4月2日以降に生まれた女性で、大学の卒業者又は大学を令和7年3月までに卒業見込みの者	第1次	9月22日	教養試験 論文試験	福岡市	第1次	11月上旬		
				10月10日 10月10日 上下旬	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市				
			第2次	11月11日 11月11日 中下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市				
警察官A (武道指導)	次のいずれにも該当する者 ①平成6年4月2日以降に生まれた者で、大学の卒業者又は大学を令和7年3月までに卒業見込みの者 ②受験申込日現在、柔道又は剣道の段位が3段以上の者で、全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者	第1次	9月22日	教養試験 論文試験 体力検査 実技試験 人物試験 身体測定	福岡市	第1次	11月上旬			
		第2次	11月11日 11月11日 中下旬	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市			最終	12月下旬	

第 回	警察官 B (男性)	平成 6 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた男性 ただし、大学の卒業生又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。	第 1 次	9 月 22 日	教養試験 作文試験	福岡市	第 1 次	11 月上旬
				10 月 10 日	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第 2 次	11 月 11 日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
	警察官 B (女性)	平成 6 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた女性 ただし、大学の卒業生又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。	第 1 次	9 月 22 日	教養試験 作文試験	福岡市	第 1 次	11 月上旬
				10 月 10 日	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第 2 次	11 月 11 日	人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		
第 回	警察官 C 経済学 (英語) 語学 (北京語) 語学 (韓国・朝鮮語) 情報工学	次のいずれかに該当する者 ①平成 6 年 4 月 2 日から平成 15 年 4 月 1 日までに生まれた者 ②平成 15 年 4 月 2 日以降に生まれた者で大学の卒業生又は大学を令和 7 年 3 月までに卒業見込みの者	第 1 次	9 月 22 日	教養試験 専門試験 論文試験	福岡市	第 1 次	11 月上旬
				10 月 10 日	体力検査 人物試験 身体測定	福岡市		
			第 2 次	11 月 11 日	専門試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	福岡市		

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 第1次試験における「体力検査」、「人物試験」及び「身体測定」は、警察官A（武道指導）及び警察官Cを除き、教養試験において一定の基準を満たした者についてのみ実施する。

(注4) 第1次試験における「論文試験」及び「作文試験」は、第2次試験で判定する。

(注5) 上表中「柔道又は剣道の段位」とは、講道館又は全日本剣道連盟が認定する柔道又は剣道の段位をいう。

(注6) 上表中「全日本柔道連盟又は全日本剣道連盟等が行う競技会において一定の成績をあげた者」とは、次のいずれかの成績をあげた者をいう。

種別	競技会	成績	種別	競技会	成績
柔道	全国高校総合体育大会	個人・出場	剣道	全国高校総合体育大会	個人・出場
		団体・出場			団体・出場
	全日本ジュニア柔道体重別選手権大会	個人・出場		全国高校剣道選抜優勝大会	団体・出場
	国民体育大会	団体・出場		国民体育大会	団体・出場
	金鷲旗高校柔道大会	団体・8位以内		玉竜旗高校剣道大会	団体・16位以内
	高校柔道大会（九州、関東など）	個人・4位以内		高校剣道大会（九州、関東など）	個人・8位以内
	ジュニア柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内		都道府県高校剣道大会	個人・8位以内
	都道府県高校柔道大会	個人・2位以内		全日本剣道選手権大会	個人・出場
	国際大会（全日本柔道連盟が全日本の強化選手を指名し、派遣する大会）	個人・出場		全日本学生剣道選手権大会	個人・32位以内
	全日本柔道選手権大会	個人・出場		全日本学生剣道優勝大会	団体・出場
	全日本選抜柔道体重別選手権大会	個人・出場		西（東）日本学生剣道大会	団体・16位以内
	講道館杯全日本柔道体重別選手権大会	個人・出場		学生剣道優勝大会（九州、関東など）	団体・16位以内
	全日本学生柔道優勝大会	団体・16位以内		学生剣道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内
	全日本学生柔道体重別選手権大会	個人・8位以内			
	全日本学生柔道体重別団体優勝大会	団体・16位以内			
	柔道選手権大会（九州、関東など）	個人・16位以内			
	学生柔道優勝大会（九州、関東など）	団体・4位以内			
	学生柔道体重別選手権大会（九州、関東など）	個人・4位以内			

公安委員会

福岡県公安委員会告示第32号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和6年2月27日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和6年4月14日（日） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第33号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和6年2月27日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日時	場所	開催警察署
令和6年4月4日（木） 午後1時30分～午後4時30分	行橋市中央一丁目1番2号 行橋警察署 会議室	行橋警察署
令和6年4月19日（金） 午後1時30分～午後4時30分	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
令和6年4月26日（金） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
(3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ

- ートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第34号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

令和6年2月27日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年5月9日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和6年5月16日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和6年5月9日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円(福岡県領収証紙)を納付すること。
なお、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第347号)の施行に伴い、令和6年4月1日以降の申込みについては、手数料が14,000円に改められる予定である。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第35号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第19条の2第2項の規定により告示する。

令和6年2月27日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和6年4月21日(日)午前9時から午前12時までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
(2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
(3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
(4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
(6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会規則第2号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年2月27日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第29条第1号中「関すること」の次に「（組織犯罪捜査課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第34条中「組織犯罪対策課」を「組織犯罪対策課
組織犯罪捜査課」に改める。
第35条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第35条の5を第35条の6とし、第35条の2から第35条の4までを1条ずつ繰り下げ、第35条の次に次の1条を加える。

（組織犯罪捜査課）

第35条の2 組織犯罪捜査課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 組織犯罪（暴力団等に係るものを除く。）の捜査に関すること（国際捜査課の所掌に属するものを除く。）。
(2) 犯罪による収益に係る情報の収集及び分析並びに捜査に関すること。
(3) 特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第3号

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和6年2月27日

福岡県公安委員会

福岡県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の配置定員に関する規則（昭和46年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 警察本部
- | | |
|--------|--------|
| 警察官 | 3,914人 |
| 警察行政職員 | 581人 |
- (2) 警察署
- | | |
|--------|--------|
| 警察官 | 7,210人 |
| 警察行政職員 | 324人 |

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(暫定措置)

2 令和7年3月31日までの間は、警察本部の警察官及び警察行政職員の配置定員については、第2条第1号の規定にかかわらず、同号に定める警察官の人員に5人を、同号に定める警察行政職員の人員に3人をそれぞれ加えた人員とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。